

平成26年12月4日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 小島洋美

平成26年(ワ)第6003号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成26年10月2日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士
同
同
同
同
同
同
同

荒井哲朗
浅井淳子
太田志子
藤顕子
反章裕
見友浩
磯雄太郎

東京都

被 告

同代表者代表取締役

ウエスト・リッチジャパン株式会社

鍵山

同所

被 告

上記両名訴訟代理人弁護士

鍵山

堀敏明

東京都

被 告

主

小松

文

- 1 被告らは、原告に対し、連帶して、1705万円及びこれに対する被告ウエスト・リッチジャパン株式会社及び被告鍵山[]は平成26年3月20日から、被告小松[]は同月27日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支

払え。

- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告ウエスト・リッチジャパン株式会社（以下「被告会社」という。）が原告との間で行った「CO₂排出権取引」と称する証拠金取引が詐欺的商法であり、証拠金名下に金員を支払わされたとして、不法行為による損害賠償請求権に基づき、支払った金員1550万円及び弁護士費用相当額155万円並びにこれらに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

- 1 争いのない事実等（証拠を掲げたもの以外は、当事者間に争いがない。）

(1) 当事者

ア 原告は、昭和10年生の女性である（甲6）。

イ 被告会社は、平成24年4月27日に設立された金融商品投資に関する自己売買等を業とする株式会社であり、顧客と相対で「CO₂排出権取引」と称する売買取引（以下「本件取引」という。）を行っていた株式会社である。

ウ 被告鍵山■（以下「被告鍵山」という。）は、被告会社の設立から平成25年8月20日までは被告会社の従業員として顧客に対して本件取引を勧誘し、同日以降は被告会社の代表取締役を務めている者である。

エ 被告小松■（以下「被告小松」という。）は、被告会社の従業員として、原告に本件取引を勧誘した者である。

(2) 本件取引の仕組み

本件取引は、取引単位1000メトリックトン、呼び値ユーロ建／1メトリックトン、建玉証拠金20万円／1枚、追加証拠金は必要証拠金の50%相当額、差金決済の場合の売買手数料は1枚当たり往復2万1000円として、顧客と被告会社の間でCO₂排出権の売買（相対取引）をして差金決済を行うものである。

CO₂排出権に適用される取引レートは、ECX（欧州気候取引所）及び被告会社のカバー取引先（H2トレーディング株式会社）における取引レートを基準として被告会社がツーウェイ方式（売りレートと買いレートに価格差がある。）により提示するとされ、取引期限については毎営業日午後4時をロールオーバー（反対売買又は受け渡しによる決済が行われないまま、受渡日を翌営業日に繰り延べること）の時間とする自動ロールオーバー方式が採用されており、帳入れ値段は被告会社の提示価格とされている。

もつとも、ECX（欧州気候取引所）の取引レートは、飽くまで基準にすぎず、被告会社のカバー先の会社情報は一切明らかにされず、顧客は、カバー先の取引レートやロールオーバー時間における被告会社の提示価格を知る術がない。

（甲1、弁論の全趣旨）

（3）原告との本件取引の経緯

ア 被告小松は、被告会社の第一営業部フィナンシャルアドバイザーと称して、原告に対し、平成24年10月初旬頃、本件取引を勧誘し、同月10日、本件取引の概要が記載されている「CO₂排出権取引説明書」と題する書面（甲1）を交付した。

イ 原告は、平成24年10月10日、被告会社に対して、「口座開設申込書兼約諾書」（甲2）を提出して本件取引を開始し、本件取引の証拠金として、被告小松を通じて、被告会社に対し、次のとおり合計1550万円の金銭を支払った（甲2、3の1ないし7）。

(ア)	平成24年10月15日	300万円
(イ)	同月31日	300万円
(ウ)	同年11月14日	300万円
(エ)	同年12月4日	300万円
(オ)	平成25年1月15日	200万円
(カ)	同年2月28日	100万円
(キ)	同年5月17日	50万円

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件取引の違法性（争点(1)）

【原告の主張】

ア 賭博該当性、公序良俗違反性

本件取引は、被告会社が提示する「CO₂排出権価格」及び「ユーロ円為替レート」を差金決済指標とする、「私設」、「海外」、「現物まがい」、「証拠金取引」という性質を有する私的差金決済取引である。また、差損益計算に大きな影響を及ぼす差金決済指標であるCO₂排出権価格及びユーロ為替レートを一方的、恣意的に被告会社が決定できることになっているから、被告会社において顧客の損失も利益もいかようにも決定でき、顧客の損失を業者がいかようにも増減できる仕組みになっている。このような仕組みを有する本件取引においては、CO₂排出権の価格も取引レートも原告には予見できないものであり、その意思により自由に支配できないものであるから、本件取引は、刑事罰をもって禁止される賭博というべきものであり、公序良俗にも反する違法な詐欺的取引である。

そして、被告小松は、本件取引における構造的な利益相反状況や顧客に不利益になる事情を秘して、本件取引が何らかのまつとうな金融商品取引であるかのような外観を生じさせて原告を勘誘し、高額の手数料や証拠金を一方的に徴求した。そうすると、被告小松の行為は、公序良俗に著しく

違反し、極めて違法性の強いものである。

被告会社は、金融商品取引に関する何らの許可・登録も受けておらず、違法な取引・勧誘を行わない人的構成、組織体制のための法律上の担保を欠き、取引上の義務の履行を担保し得る財務状況を確保し、これを開示させる制度的な担保もなく、顧客からの預かり資産を分別管理するための法令上の担保もなく、そのような状況で電話や訪問による不招請勧誘によって「CO₂排出権取引」の証拠金名下に金銭を交付させたのであるから、被告小松の行為は、およそ正当業務行為として違法性を阻却されるものではない。

イ 説明義務違反

本件取引は、相対取引であり、顧客と業者の利害が決定的に対立するという構造を有するから、被告小松は、そのような構造につき、原告が利益を出せば被告会社が損をし、被告会社が損をすれば原告が損をするという具体的なリスクの説明をする義務があったにもかかわらず、原告に対してそのようなリスクの具体的な説明をしなかった。そうすると、被告小松の勧誘行為には、説明義務違反の違法がある。

ウ 適合性原則違反

原告は、昭和10年生まれの高齢者であり、投資的投機的取引の知識経験が全くなかった。このような原告の属性及び本件取引のリスクの態様からすれば、被告小松が原告に対して本件取引を勧誘し、開始させ、継続させたことは、適合性原則に著しく違反する。

【被告会社及び被告鍵山の主張】

原告の主張は否認し、争う。

被告会社は、多数の顧客と千差万別の種類の取引を行い、それらの取引のリスクを減少させ、回避するためのカバー取引を行っているのであり、本件取引の差損計算に大きな影響を及ぼす差金決済指標であるCO₂排出権価格

及びユーロ円為替レートは、E C X (歐州気候取引所) 及びカバー先における取引レートを基準として提示しているのであるから、被告会社が一方的、恣意的に決定できるものではなく、相対取引によって生じる利益相反の弊害はない。それらの取引レートが顧客がマスメディア等で知り得る取引レートと同一にならないことはあるが、それは飽くまで予測できる誤差の範囲内である。

本件取引の取引レートについて、被告会社が一方的、恣意的に決定しており、原告には予見ができず、また、その意思により自由に支配できないというのであれば、本件取引の損益の発生は、一方当事者である被告会社に支配されていることになるから、賭博には該当しない。

被告会社の担当者は、本件取引の勧誘に当たって、原告に対し、「C O 2 排出権取引説明書」の勧誘方針に従って適切な勧誘、アドバイスをするよう努め、「C O 2 排出権取引説明書」に記載された本件取引のリスク等の「重要事項」の説明はもちろん、原告の質問にも丁寧に応答し、原告は、被告会社担当者の説明を理解し、了解した上で、本件取引の口座を開設して、本件取引を開始した。原告は、3000万円未満の金融資産を保有し、500万円未満の年収を有し、株式取引、投資信託の投資経験があり、さらには、投資的投機的取引を行なうイーパートナーズ株式会社との間で社債購入取引を行っていた。

【被告小松の主張】

原告の主張は否認し、争う。

(2) 被告らの責任原因（争点(2)）

ア 被告会社の責任

被告会社は、被告小松の原告に対する違法な勧誘行為について、使用者責任（民法715条）及び法人として固有の不法行為責任（同法709条）を負い、被告小松の勧誘行為によって原告に生じた損害を賠償する責

任がある。

イ 被告鍵山の責任

被告鍵山は、資本金100万円の小規模な会社である被告会社の全額出資者であり、その設立時には前代表取締役に就任を依頼するなど被告会社を構成する人員を選定し、自らも外務員として本件取引を顧客に勧誘するなど、被告会社の事実上の代表取締役の立場にあったから、被告会社の営業行為として行われた詐欺的商法である本件取引のために予定されていた一連の行為に、他の役員、従業員と意思を通じて当初から関与していたから、共同不法行為（民法719条1項）に基づき、被告小松の勧説行為によって原告に生じた損害を賠償する責任を負う。

被告鍵山は、本件取引の途中から被告会社の代表取締役に就任し、被告小松や被告会社の前代表取締役である西山■（以下「西山」という。）らによって形成された違法状態を容認し、かかる違法状態を自己のために利用する意思をもって代表取締役として負う義務を解怠し、原告をして被告らに交付した金銭の返還を断念させるような行為を繰り返し行い、原告から奪取した金銭から得られた違法な収益に与っていた。このように、被告鍵山は、被告会社の組織的な詐欺的商法によって形成された違法状態を容認し、これを自己の利益のために利用する意思をもって、違法な業務執行の継続を是正する義務の履行を解怠した上で、詐欺的商法により収奪された金銭から得られた違法な収益に与っているから、会社法429条1項に基づき、被告小松の勧説行為によって原告に生じた損害を賠償する責任を負う。

ウ 被告小松の責任

被告小松は、被告会社の従業員として、原告を前記のような違法性を有する本件取引に勧説したものであるから、民法709条に基づき、その勧説によって原告に生じた損害を賠償する責任を負う。

【被告会社及び被告鍵山の主張】

原告の主張は否認し、争う。

【被告小松の主張】

原告の主張は否認し、争う。

被告小松は、被告会社の上司から、本件取引について、「満期まで待てば元本は割れない。」、「きちんとした所で運用して利益も出ているから大丈夫」という説明をされ、そのように認識していたから、本件取引の賭博該当性、公序良俗違反性、詐欺的取引該当性について認識がなかった。

(3) 原告に生じた損害（争点(3)）

【原告の主張】

ア 証拠金相当額の損害金 1550万円

イ 弁護士費用相当額の損害金 155万円

【被告会社及び被告鍵山の主張】

原告の主張は否認する。被告会社は、原告に対し、合計192万1500円を支払ったから、同額が損害額から控除されるべきである。

(4) 不法原因給付該当性の有無（争点(4)）

【被告会社及び被告鍵山の主張】

本件取引が公序良俗に違反する賭博に該当するというのであれば、原告は、公序良俗に違反する賭博をしたことになり、原告から被告会社に対する本件取引の証拠金の支払は、不法原因給付に該当するから、原告は、民法708条本文に基づき、被告会社に対してその返還を請求することができない。

【原告の主張】

被告会社及び被告鍵山の主張は、争う。

(5) 和解契約に基づく損害賠償請求権消滅の成否（争点(5)）

【被告会社及び被告鍵山の主張】

原告と被告会社は、平成26年1月8日、「取引承諾書」（乙2の1）を

取り交わし、本件取引について、清算金が759万7373円であり、他に債権債務がないこと、第三者や他の機関などに異議申立てをしないこと等を合意したから、これによって、原告の被告らに対する損害賠償請求権は消滅した。

【原告の主張】

被告会社及び被告鍵山の主張は、争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件取引の違法性)について

(1) 争いのない事実等、証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、本件取引は、取引単位1000メトリックトン、呼び値ユーロ建／1メトリックトン、証拠金20万円／1枚、追加証拠金は必要証拠金の50%相当額、売買手数料は1枚当たり往復2万1000円として、顧客と被告会社の間でCO2排出権の売買をして差金決済を行う相対取引であること、本件取引に適用される取引レートは、ECX（欧州気候取引所）及びカバー取引先（H2トレーディング株式会社）における取引レートを基準として被告会社がツーウェイ方式により提示するとされ、取引期限については毎営業日午後4時をロールオーバー時間とする自動ロールオーバー方式が採用されており、帳入れ値段は被告会社の提示価格とされていること、もっとも、ECX（欧州気候取引所）の取引レートは、飽くまで基準にすぎないとされ、被告会社のカバー先の会社情報は一切明らかにされず、顧客は、カバー先の取引レートやロールオーバー時間における被告会社の提示価格を知ることができないことが認められる。

(2) 以上のとおり、本件取引は、被告会社が提示するECX（欧州気候取引所）及びカバー取引先における取引レートを差金決済の指標とする私的な差金決済契約であり、売買差金の額は、顧客が買ったあるいは売ったとされる「CO2排出権の価格」を「ユーロ円為替レート」によって換算した額と顧

客がその後に売ったあるいは買ったとされる「CO₂排出権の価格」を「ユーロ円為替レート」によって換算した額との差額によって算出されるところ、そうであれば、被告会社から提示される「CO₂排出権の価格」や「ユーロ円為替レート」の基準とされる為替レートは、被告会社にも原告にも予見することができず、また、その意思によって自由に支配することができないものであるから、本件取引は、偶然の事情によって利益の得喪を争うものとうべきであり、賭博行為に該当して違法であり、公序良俗にも反するものとうべきである。そして、本件取引の賭博行為としての違法性を阻却する事由の主張立証はない。

のみならず、前記認定事実によれば、本件取引においては、差金決済の指標となる取引レートが「CO₂排出権の価格」を「ユーロ円為替レート」が被告会社において一方的、恣意的に決定され、それに基づいて原告の損益が確定されていた高度の蓋然性があるというべきところ、そうであれば、本件取引は、そのような本件取引における構造的な利益相反状況や顧客に不利益になる事情を秘して行われた詐欺的な取引であるというべきである。

- (3) したがって、争点(1)についての原告の主張は理由がある。
2 争点(2)（被告らの責任）について

違法な賭博行為又は詐欺的取引である本件取引に顧客を勧誘する行為は、不法行為を構成するものというべきである。

被告小松は、原告に本件取引を勧誘してそれに基づく契約を締結させたのであるから、民法709条の不法行為責任を負うというべきである。被告小松は、被告会社の上司から、本件取引について、「満期まで待てば元本は割れない。」などと説明をされ、そのように認識していたとして、本件取引の賭博該当性について認識がなかったと主張するが、被告小松が原告に交付した「CO₂排出権取引説明書」にはそのような記載がないのであるから、被告小松が上記のような上司の説明を信じたとは容易に考えられないし、仮にそのように信

じたとしても、同被告には、過失があったものというべきである。

被告会社は、被告小松の使用者として、民法715条の使用者責任を負うものというべきである。

弁論の全趣旨によれば、被告鍵山は、資本金100万円で平成24年に設立された被告会社の全額出資者であり、原告と被告会社との間で本件取引が行われた当時、従業員の立場で顧客に対し本件取引の勧誘行為を行っていたこと、被告小松は、被告会社の当時の代表取締役であった西山から直接本件取引が違法なものでないと顧客に説明して勧誘行為を行うように指示を受けていたことが認められるところ、このような被告会社の規模や営業の実態からすると、被告会社の役員、従業員は、全員が共謀して、組織的に顧客を本件取引に勧誘していたものと認めるのが相当である。そうすると、被告鍵山が仮に直接本件取引を原告に勧誘していないとしても、被告鍵山も被告会社の役員や被告小松その他の従業員の共同不法行為者として、被告小松の原告に対する勧誘行為によって原告に生じた損害を賠償する責任があるというべきである。

したがって、争点(2)についての原告の主張には理由がある。

3 争点(3)ア（証拠金相当額の損害）について

前記争いのない事実等のとおり、原告は、本件取引の証拠金として1550万円を被告会社に支払ったのであるから、原告には同額の損害が生じたものというべきである。

なお、被告会社及び被告鍵山は、被告会社が原告に対して合計192万1500円を支払ったから、損益相殺として同額が原告の損害額から控除されるべきであると主張する。

しかし、証拠（甲6）及び弁論の全趣旨によれば、上記金員は、被告会社から配当金の名目で原告に支払われたものと認められるところ、本件取引は、被告会社が自己の一方的、恣意的に設定する取引レートによる差金決済を行ったと称して原告に損害を与えたものであり、その実態は、詐欺的な犯罪行為その

ものであって、反倫理的行為に該当することは明らかであるところ、被告会社は、本件取引を正常な取引のように装い、原告に対し、上記金員を配当金名下に交付したというのであるから、その交付は、専ら、原告をして被告会社が本件取引を正常なものと誤信させることにより、本件取引を実行し、その発覚を防ぐための手段にはかならないというべきである。そうすると、原告が配当金名下に被告会社から支払を受けた金員は、不法原因給付によって生じたものというべきであり、本件損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として本件取引による証拠金相当額の損害金の額から上記金員の額を控除することは許されないものというべきである（最高裁平成19年(受)第1146号・同20年6月24日第三小法廷判決・裁判所時報1462号241頁参照）。

したがって、争点(3)アについての原告の主張には理由がある。

4 争点(4)（不法原因給付該当性の有無）について

原告と被告会社との間の本件取引に基づく証拠金名下の金銭の交付が不法原因給付に当たるとしても、前記認定の事実によれば、不法な原因是被告会社についてのみ存したというべきであるから、原告が被告会社に対してその賠償を求めることができないことが民法708条の趣旨に照らして許されないということはできない。

したがって、争点(4)についての被告会社及び被告鍵山の主張には理由がない。

5 争点(5)（和解契約に基づく損害賠償請求権消滅の成否）について

被告会社及び被告鍵山は、原告と被告会社との間の「取引終了承諾書」（乙2の1）に係る合意によって原告が被告会社に対して損害賠償請求権がない旨の和解が成立したと主張するが、本件全証拠によつても、原告と被告会社との間で上記書面が取り交わされた際、上記損害賠償請求権の存否について争いがあり、その点について互いに譲歩をして原告と被告会社との間に存する争いをやめることを約する趣旨で上記書面が取り交わされたと認めるに足りる証拠はない。

そうすると、原告の被告会社に対する損害賠償請求が和解契約の効力によつて妨げられることはない。

したがつて、争点(5)についての被告会社及び被告鍵山の主張には理由がない。

6. 争点(3)イ（弁護士費用相当額の損害）について

本件事案の難易、請求額、認容額等に鑑みると、本件訴訟を提起するのに要した弁護士費用相当額の損害のうち被告らの不法行為と相当因果関係のある額は、155万円と認めるのが相当である。

第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2.5部

裁 判 官

矢 尾

涉

これは正本である。

平成 26 年 12 月 4 日

東京地方裁判所民事第 25 部

裁判所書記官 小島洋美